

令和 8 年第 3 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 8 年 3 月 25 日（水） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 4 階 会議室 401

【出席委員】 農業委員	1 青木孝一、2 新井淳一、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 植野成美、6 小峯健治、7 渋谷安弘、8 白根菊枝、9 砂川富夫、10 原島貞夫
【欠席委員】	0 人
【傍聴人】	なし
事務局長	<p>只今より、令和 8 年第 3 回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員 10 名のうち 10 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の 1「開会」を、青木委員にお願いします。</p>
青木委員	(開会宣言)
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第 4 条の規定により、只今、会長が不在のため、青木職務代理に議長をお願いいたします。</p>
議長	(青木職務代理が議長に就く)
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>7 番の渋谷委員と、8 番の白根委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の 4「議事」に入ります。</p> <p>第 1 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明願について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 1 号議案について説明させていただきます。</p> <p>買取申出者、主たる従事者の氏名、住所、対象地番、地目、面積は資料記載のとおりです。被相続人が死亡したことにより、相続人が対象地を相続しました。</p> <p>今後、生産緑地の解除を行うには、被相続人が生前に主たる従事者であったことを確認し、その者が生産緑地を農地として経営することが困難であることを適正に判断することを農業委員会として求められております。そして、その旨を証明する証明書が必要であるため、今回の申請に至っております。今回の被相続人は亡くなっておりますので、農地</p>

	<p>を経営することが困難なことは、明らかですので、生前に主たる従事者であったことを確認することが重要となっております。</p> <p>今回は事務局で相続人に対し、聞き取り調査を行いました。被相続人は、88歳で亡くなったようですが、亡くなる直前まで年間300日農業に従事しており、対象農地では露地野菜を栽培していたとのことです。そのほかに水稻なども行っております。過去の航空写真についても、確認しましたが、作付け・管理されていることについては、確認済みです。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査 班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>それでは報告させていただきます。3月17日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第1号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>また、砂川会長がいらっしゃいましたので、ここで議長の座を交代させていただきます。</p> <p>(砂川会長が議長に就く)</p>
事務局	<p>只今議長の座を交代させていただきましたので、進行させていただきます。</p> <p>つづきまして、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、第2号議案について説明させていただきます。</p> <p>こちらの案件は、令和7年12月26日に農用地区域からの除外手続</p>

	<p>きが完了した案件となります。譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>転用目的は資材置場で、農地区分は第2種農地と考えております。第2種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は立地基準を満たすことが可能となっております。【理由書に基づいて、立地基準に関する説明】</p> <p>建築行為は予定されておらず、隣地はすべて道路や宅地などの農地以外の土地となっております。</p> <p>転用面積の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧いただければと思います。【理由書と土地利用計画図に基づき詳細を説明】事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渋谷委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>3月17日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第2号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。続きまして、第3号議案「特定農地貸付の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>桶川市高齢介護課より「健康いきいき農園」事業につきまして、特定農地貸付けの承認申請がありました。</p> <p>特定農地貸付けとは、農地を農業者以外の者に貸付けることを言い、市民農園などを運営する場合に活用されています。</p> <p>但し、それには、いくつかの条件があります。</p> <p>1つ目は、営利を目的としない農作物栽培を目的とすること。</p>

	<p>2つ目は、10 a 未満（※1 区画あたり）で相当数の者を対象に貸付けること。</p> <p>3つ目は、貸付期間が5年を超えないこと。</p> <p>以上の条件を満たす場合に貸付けることができ、農業委員会の承認があれば、賃貸借等について農地法の許可が必要なくなります。</p> <p>「健康いきいき農園」は市内に居住する60歳以上の方を対象としております。</p> <p>申請農園は11件となっており、すべて更新の案件となっております。</p> <p>なお、更新の案件については、現地を事務局で確認しましたが、全て適正に管理されており、特段問題はありませんでしたので、ご報告いたします。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案について、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして次第の5「報告事項」に入ります。事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の専決処分を報告いたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の届出が1件となっており、転用目的は、住宅敷地となっております。また、農地法第5条の届出が8件となっており、転用目的は、住宅敷地が5件、店舗敷地が1件、公衆用道路が1件、駐車場が1件となっております。なお、令和8年3月19日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和8年4月17日（金）の午前9時から、201会</p>

	<p>議室で行う予定です。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和8年4月24日（金）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行う予定です。</p> <p>【地域計画の進捗について、説明】 【生産緑地の買取申出について、説明】</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。 無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。</p> <p>砂川会長ありがとうございました。 それでは、青木委員に閉会をお願いいたします。</p> <p>（閉会宣言） 閉会時間 午後2時52分</p>
議長	
事務局長	
青木委員	